

IT投資促進税制

<パソコン、プリンター、FAXなど情報通信機器を取得またはリースした場合の従来
のルール>

中小企業者等*	資本金1億円超の大会社
少額減価償却資産の損金算入(10万円未満は全額、20万円未満は3年均等償却)	
中小企業投資促進税制	

* 資本金1億円以下の会社ですが、大会社の子会社などは、「中小企業者等」には該当しません。くわしくは、2003年8月号の経理情報をご覧ください。

<中小企業投資促進税制>

取得の場合	1台または同一種類合計100万円以上のパソコン、プリンターなど	取得価額の30%の特別償却 または7%の税額控除
一定のリース	リース料総額が140万円以上	リース料総額×60%×7%の税額 控除(上限は法人税額×20%)

<2003年度の税制改正により新設された特例>

1. 中小企業者等の30万円未満の少額減価償却資産の損金算入
2003年4月1日から2006年3月31日までの期間に取得したものに限られます。
2. IT投資促進税制
中小企業者等にとって有利なだけでなく、大会社にも適用があり、パソコン、プリンターだけでなく、ソフトウェアも対象になっています。

区 分	資本金3億円超		資本金3億円以下	
	取得価額	取得価額	リース料総額	リース料総額
ソフトウェア以外のパソコンなどの合計	600万円以上	140万円以上	200万円以上	
ソフトウェアの合計	600万円以上	70万円以上	100万円以上	
適用される特例	取得価額の50%の特例償却または 10%の税額控除(上限は法人税額×20%)		リース料×60%×10% の税額控除(同左)	

- 1) 選択適用
少額減価償却資産の損金算入、中小企業投資促進税制、IT投資促進税制の各特例は、重複適用ができず、いずれか1つを選択適用します。
- 2) ソフトウェア
IT投資促進税制の対象となるソフトウェアからは、複写して販売するための原本および開発研究の用に供されるものは除かれます。

お見逃しなく!

IT投資促進税制の対象となるのは、2003年1月1日から2006年3月31日までの期間に取得等したものに限られます。
3月決算の場合、2003年の1月から3月までの期間に取得等したのものについては、2003年3月期ではなく、2004年3月期で、特別償却または税額控除の適用を受けます。
2004年3月期決算では、当期分だけでなく、前期分の適用もれがないかにも注意が必要です。